

## 地方税法等の一部を改正する法律要綱

働き方の多様化等を踏まえ、個人住民税の基礎控除等の見直しを行うとともに、平成三十年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、地方のたばこ税の税率引上げ等の見直し、法人住民税、法人事業税等の申告書等の地方税関係手続用電子情報処理組織による提出義務の創設並びに地方団体共通の電子納税に係る手続の整備等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととし、次のとおり地方税法等の一部を改正するものとする。

### 第一 地方税法に関する事項

#### 一 道府県民税及び市町村民税

- 1 公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者が源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とすること。 （第四十五条の二、第三百十七条の二関係）
- 2 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を二年延長すること。 （附則第四条関係）
- 3 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を二年延長すること。 （附則第四条の二関係）

4 指定都市の区域内に住所を有する所得割の納税義務者に係る平成三十年度以後の各年度分の所得割の標準税率の改正に伴い、平成三十一年度以後の各年度に道府県が市町村に交付すべき利子割額、配当割額又は株式等譲渡所得割額の算出方法について、所要の措置を講ずること。（第七十一条の二十六、第七十一条の四十七、第七十一条の六十七関係）

5 給与支払報告書記載事項又は公的年金等支払報告書記載事項の提供について、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法等の規定を整備すること。（第三百十七条の六関係）

6 市町村長が行う給与所得に係る特別徴収義務者に対する通知について、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法の規定を整備すること。（第三百二十二条の四関係）

7 市町村長と年金保険者との間の通知について、地方税共同機構（以下「機構」という。）を経由して行う方法の規定を整備すること。（第三百二十二条の七の十一関係）

8 平成三十三年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を四十八万円以下（現行三十八万円以下）とすること。（第二十条三条、第二百九十二条関係）

9 平成三十三年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、非課税措置の対象となる障害者、未成年者、寡婦及び寡夫の前年の合計所得金額を百三十五万円以下（現行百二十五万円以下）とすること。（第二十四条の五、第二百九十五条関係）

10 平成三十三年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税における基礎控除について、以下の措置を講ずること。（第三十四条、第三百四十四条の二関係）

(一) 基礎控除の額を次のとおりとすること。

- (1) 前年の合計所得金額が一千四百万円以下である所得割の納税義務者 四十三万円
  - (2) 前年の合計所得金額が一千四百万円を超え一千四百五十万円以下である所得割の納税義務者  
二十九万円
  - (3) 前年の合計所得金額が一千四百五十万円を超え一千五百万円以下である所得割の納税義務者  
十五万円
- (二) 前年の合計所得金額が二千五百万円を超える所得割の納税義務者については、基礎控除の適用はできないこととすること。

11 平成三十三年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税における配偶者特別控除について、配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額を四十八万円超百三十三万円以下（現行三十八万円超百一十三万円以下）とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の前年の合計所得金額の区分を、それぞれ十万円引き上げること。（第三十四条、第三百十四条の二関係）

12 平成三十三年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税における調整控除について、以下の措置を講ずること。（第三十七条、第三百十四条の六関係）

(一) 10(二)に伴い、前年の合計所得金額が二千五百万円を超える所得割の納稅義務者については、調整控除の適用はできないこととすること。

(二) 11に伴う所要の措置を講ずること。

13 平成三十三年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、三十五万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に十万円を加算した金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額）以下である者については、道府県民税及び市町村民税の所得割を課さない

いものとすること。 (附則第三条の三関係)

14 恒久的施設について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。 (第二十

三条、第二百九十二条関係)

15 内国法人の外国関係会社等に係る所得の課税の特例について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。 (第五十三条、第三百二十一条の八関係)

16 修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があつた場合において、その修正申告又は増額更正に係る法人の道府県民税又は市町村民税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があつた後に当該修正申告書の提出又は増額更正があつたときは、当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、納期限の延長の場合の延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとする。 (第六十五条、第三百二十七条関係)

17 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置を、中小企業者等の給与等の引上げ及び

設備投資を行つた場合等の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置に改めること。

(附則第八条関係)

18 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を講ずること。 (附則第八条関係)

19 資本金の額又は出資金の額（二において「資本金」という。）一億円超の内国法人等に対し、納税申告書及び添付書類の地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けることとすること。（第五十三条、第三百二十一条の八関係）

二 事業税

1 恒久的施設について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。（第七十

二条関係）

2 ガス供給業のうち、ガス事業法第一条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第二十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義

務を負う者に限る。)以外の者が行うものについて、資本金一億円超の普通法人にあつては付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により、資本金一億円超の普通法人以外の法人にあつては所得割額により、それぞれ課することとすること。(第七十二条の二関係)

3 介護保険法の規定に基づく介護医療院サービスについて、所得割の課税標準の算定上、社会保険診療として扱う特例措置を講ずること。(第七十二条の二十三関係)

4 申告書における代表者及び経理責任者等の自署押印規定を廃止すること。(第七十二条の三十五、

第七十二条の三十六関係)

5 修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があつた場合において、その修正申告又は増額更正に係る法人の事業税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があつた後に当該修正申告書の提出又は増額更正があつたときは、当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、納期限の延長の場合の延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとすること。(第七十二条の四十五の二関係)

6 雇用者給与等支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準の特例措置について、次のとおり改めること。  
（附則第九条関係）

(一) 平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度に限り、次に掲げる要件を満たす場合（雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。）に特例措置を講ずること。

(1) 繙続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比

較給与等支給額に対する割合が百分の三以上であること。

(2) 国内設備投資額が当期償却費総額の百分の九十に相当する金額以上であること。

(二) 控除額について、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額に雇用安定控除との調整等所要の措置を講じた金額とすること。

7 平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、電気供給業を行う法人の収入金額のうち、卸電力取引所を介して自らが供給を行つ

た電気の供給を受けて当該電気の供給を行う場合において、当該供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する金額を追加する課税標準の特例措置を講ずること。（附則第九条関係）

8 資本金一億円超の普通法人又は収入金額課税法人が、法人税の申告を電子情報処理組織を使用する方法により行つた場合において、当該申告と併せて貸借対照表及び損益計算書に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用して行う方法により提供したときは、法人の事業税の申告においてこれらの書類を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出したものとみなすこととする。

（第七十二条の二十五、第七十二条の二十六関係）

9 資本金一億円超の内国法人等に対し、納税申告書及び添付書類の地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けることとすること。（第七十二条の三十二関係）

10 平成三十二年四月一日から平成三十七年三月三十日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、一般送配電事業者の収入金額のうち、発電事業者に交付する原子力損害の賠償に要する金銭及び原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する収入金額を追加する課税標準の特例

措置を講ずること。 (附則第九条関係)

### 三 地方消費税

1 偽りその他不正の行為によつて貨物割を免れ、又は免れようとした者について、その免れ、又は免れようとした税額の十倍が千万円を超える場合には、情状により、その罰金の額を、千万円を超える額でその免れ、又は免れようとした税額の十倍以下の額とすることができることとすること。 (第七十二条の百九関係)

2 資本金の額等が一億円超の内国法人等に対し、納税申告書等の電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けることとすること。 (第七十二条の八十九の二、附則第九条の五関係)

### 四 不動産取得税

1 個人が、耐震基準不適合既存住宅の取得後六月以内に、耐震改修を行い、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供した場合における当該耐震基準不適合既存住宅の用に供する土地について、一定の税額を減額する特例措置を講ずること。 (第七十三条の二十四関係)

2 都市再生特別措置法に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得する低未利用土地権

利設定等促進事業区域内にある一定の低未利用土地について、当該取得が平成三十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該低未利用土地の価格の五分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。（附則第十二条関係）

3 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従つて行う事業の譲受けにより取得する一定の不動産について、当該取得が平成三十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の六分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。

（附則第十三条関係）

4 宅地建物取引業者が新築された日から十年以上を経過した既存住宅の敷地の用に供する土地（当該既存住宅とともに取得したものに限る。）を取得し、その取得後二年以内に、当該土地の上にある既存住宅に対し住宅性能向上改修工事を行った後、当該既存住宅のうち一定のものの敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該既存住宅のうち一定のものをその者の居住の用に供した場合において、当該宅地建物取引業者が取得した当該土地について、その取得が平成三十一年三月三十日までに行われた場合に限り、一定の税額を減額する特例措置を講ずること。（附則第十四条の四

関係)

5 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長すること。

- (一) マンション建替え等の円滑化に関する法律に規定する施行者又はマンション敷地売却組合が、マンション建替事業又はマンション敷地売却事業により取得する要除却認定マンション又はその敷地に係る非課税措置の適用期限を平成三十二年三月三十一日まで延長すること。  
(附則第十条関係)
- (二) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年(本則六月)を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成三十二年三月三十一日まで延長すること。  
(附則第十条の二関係)
- (三) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成三十二年三月三十一日まで延長すること。  
(附則第十条の二関係)
- (四) 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置の

適用期限を平成三十二年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(五) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三十二年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(六) 中小企業者が取得する患者が継続して利用するために必要な機能及び個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有する一定の薬局の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三十二年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(七) 住宅及び土地の取得に係る標準税率（本則四%）を三%とする特例措置の適用期限を平成三十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条の二関係）

(八) 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の二分の一とする特例措置の適用期限を平成三十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条の五関係）

6 次に掲げる非課税措置等を廃止すること。

(一) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が取得する独立行政法人中小企業基盤整備機構法に掲げる一定の業務により整備された工場又は事業場の用に供する一定の家屋に係る非課税措置（附則第五十

## 一条の二関係)

(二) 東日本大震災により被災した鉄道事業法に規定する第一種鉄道事業者が取得する、東日本大震災により鉄道事業の用に供することができなくなった鉄道施設であつて同法に規定する鉄道事業の休止等の届出に係るものに代わるものと道府県知事が認める一定の鉄道施設の敷地の用に供する土地に係る課税標準の特例措置（附則第五十一条の二関係）

## 五 道府県たばこ税及び市町村たばこ税

1 道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率について、以下の措置を講ずること。

(一) 次に掲げる期間における道府県たばこ税の税率は、それぞれ次に定める税率とすること。（第七

## 十四条の五関係)

- (1) 平成三十年十月一日から平成三十二年九月三十日まで 千本につき九百三十円
- (2) 平成三十二年十月一日から平成三十三年九月三十日まで 千本につき千円
- (3) 平成三十三年十月一日以後 千本につき千七十円

(二) 次に掲げる期間における市町村たばこ税の税率は、それぞれ次に定める税率とすること。（第四

百六十八条関係)

- (1) 平成三十年十月一日から平成三十二年九月三十日まで 千本につき五千六百九十一円  
(2) 平成三十二年十月一日から平成三十三年九月三十日まで 千本につき六千百二十一円  
(3) 平成三十三年十月一日以後 千本につき六千五百五十二円

2 加熱式たばこの課税方式について、以下の措置を講ずること。

(一) 製造たばこの区分として「加熱式たばこ」の区分を設けること。 (第七十四条、第四百六十四条)

関係)

(二) 加熱式たばこの喫煙用具であつて、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物が充填されたもの（一定の者により売渡しがされたもの等に限る。）を製造たばことみなして地方税法の規定を適用し、この場合の製造たばこの区分を加熱式たばことすること。 (第七十四条)

条の三の二、第四百六十六条の二関係)

(三) 加熱式たばこの課税標準を次の(1)及び(2)のとおり換算した紙巻たばこの本数の合計数とすること。

(第七十四条の四、第四百六十七条関係)

(1) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の一定の物品の重量を除く。）の〇・四グラムをもつて紙巻たばこの〇・五本に換算すること。

(2) 加熱式たばこの小売価格を、紙巻たばこの一本の金額に相当する金額をもつて、紙巻たばこの〇・五本に換算すること。

(四)

(三)の換算方法は段階的に導入することとし、次に掲げる期間における加熱式たばこの課税標準は、それぞれ次に定めるとおりとすること。  
（第七十四条の四、第四百六十七条规定）

(1) 平成三十年十月一日から平成三十一年九月三十日まで 現行の方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じた本数及び(三)の方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・一を乗じた本数の合計数

(2) 平成三十一年十月一日から平成三十二年九月三十日まで 現行の方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・六を乗じた本数及び(三)の方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・四を乗じた本数の合計数

(3) 平成三十二年十月一日から平成三十三年九月三十日まで 現行の方法により換算した紙巻たば

この本数に○・四を乗じた本数及び(三)の方法により換算した紙巻たばこの本数に○・六を乗じた

### 本数の合計数

(4) 平成三十三年十月一日から平成三十四年九月三十日まで 現行の方法により換算した紙巻たば

この本数に○・二を乗じた本数及び(三)の方法により換算した紙巻たばこの本数に○・八を乗じた

### 本数の合計数

3 次に掲げる日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこと。

(一) 平成三十年十月一日（改正法附則第十条、第二十三条関係）

(二) 平成三十二年十月一日（改正法附則第十二条、第二十五条関係）

(三) 平成三十三年十月一日（改正法附則第十三条、第二十六条関係）

## 六 自動車取得税

1 免税点を五十万円とする特例措置の適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長すること。（附則

第十二条の二の三関係）

2 次のとおり課税標準の特例措置を改めること。（附則第十二条の二の四関係）

(一) 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置又は車線逸脱警報装置のいずれか二以上を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成三十一年三月三十一日（(4)に掲げるトラックにあっては、平成三十年十月三十一日）までに行われたときに限り、取得価額から五百二十五万円を控除する特例措置を講ずること。

(1) 車両総重量が五トン以下の乗用車又はバス（以下「バス等」という。）であつて、平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が五トンを超える二トントン以下のバス等であつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環

境保全上の技術基準（以下「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

- (3) 車両総重量が三・五トンを超える八トン以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下同じ。）であつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの
- (4) 車両総重量が八トンを超える二十トン以下のトラックであつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準

のいずれか二以上に適合するもの

- (二) 車両総重量が八トンを超える二十トン以下のトラックであつて、平成二十八年一月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成三十年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、取得価額から三百五十万円を控除する特例措置を講ずること。

- (三) バス等及び車両総重量が三・五トンを超える二十二トン以下のトラックであつて、平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成三十一年三月三十一日（車両総重量が八トンを超える二十トン以下のトラックにあつては、

平成三十年十月三十一日）までに行われたときに限り、取得価額から百七十五万円を控除する特例措置を講ずること。

## 七 軽油引取税

1 次に掲げる軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その適用期限を平成三十三年三月三十日まで延長すること。（附則第十二条の二の七関係）

- (一) 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り
- (二) 自衛隊が通信の用に供する機械、自動車その他これらに類する一定のものの電源又は動力源に供する軽油の引取り
- (三) 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他一定の者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類する一定のものの動力源に供する軽油の引取り
- (四) 農業又は林業を営む者その他一定の者が動力耕うん機その他の一一定の機械の動力源に供する軽油の引取り
- (五) 木材加工業その他の一定の事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械又は装置の動

力源の用途その他の一一定の用途に供する軽油の引取り

2

船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律又は国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律に基づき、当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における課税免除の特例措置について、その適用期限を平成三十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十二条の二の七関係）

3

船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で一定のものに基づき、当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合における課税免除の特例措置について、その適用期限を平成三十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十二条の二の七関係）

## 八 固定資産税及び都市計画税

1 平成三十年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る平成三十年度から平成三十二年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担についての調整措置を次のとおり講ずること。

(一) 宅地等に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該宅地等に係る当該年度分の税額が、

前年度分の課税標準額に、当該年度の価格（住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける宅地等については当該特例措置の適用後の額）に百分の五を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「宅地等調整税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整税額とすること。ただし、宅地等のうち商業地等に係る宅地等調整税額は、当該宅地等調整税額が、当該商業地等の当該年度の価格に十分の六を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とし、当該宅地等の当該年度の価格に十分の一を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とすること。（附則第十七条、第十八条、第十八条の三、第二十二条、第二十四条、第二十五条、第二十五条の三、第二十七条の五、第二十八条関係）

(二) (一)にかかわらず、商業地等のうち負担水準（前年度課税標準額の当該年度の価格（住宅用地又は

市街化区域農地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける土地については当該特例措置の適用後の額。以下同じ。）に対する割合をいう。以下同じ。）が〇・六以上〇・七以下の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とすること。（附則第十八条、第二十五条関係）

（三）（一）にかかわらず、商業地等のうち負担水準が〇・七を超える土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該年度の価格に十分の七を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額であること。（附則第十八条、第二十五条関係）

（四）農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、負担水準の区分に応じて求める次の表に掲げる負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とすること。（附則第十九条、第二十

#### 六 条関係)

| 負 担 水 準 の 区 分 | 負 担 調 整 率 |
|---------------|-----------|
| 〇・九以上のもの      | 一・〇二五     |
| 〇・八以上〇・九未満のもの | 一・〇五      |

○・七以上○・八未満のもの

一・〇七五

○・七未満のもの

一・一

(五) 三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該市街化区域農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格に百分の五を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「市街化区域農地調整税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整税額とする措置を講ずること。ただし、市街化区域農地調整税額は、当該市街化区域農地調整税額が、当該市街化区域農地の当該年度の価格に十分の二を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とすること。

（附則第十九条の四、第二十七条の二関係）

(六) 商業地等に係る固定資産税及び都市計画税については、当該年度の価格に十分の六以上十分の七未満の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができることとすること。（附則第二十一条、第二十七条の四、第二十条七条の五関係）

(七) 住宅用地、商業地等及び三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税については、前年度分の課税標準額（前年度分の固定資産税及び都市計画税について、(六)又は(七)の減額が行われている場合は、その減額後の税額に対応する前年度分の課税標準額）に百分の百十以上の場合で住宅用地、商業地等及び三大都市圏の特定市の市街化区域農地の区分ごとに市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができることとすること。（附則第二十一条の二、第二十七条の四の二、第二十七条の五関係）

2 平成三十一年度分又は平成三十二年度分の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、市町村長が修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合には、修正前の価格を修正基準により修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすること。（附則第十七条の二、第十九条の二、第十九条の二の二、第二十二条関係）

3 電気通信事業者（法人に限る。）で特定通信・放送開発事業実施円滑化法に規定する実施計画について認定を受けたものが、平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に取得した同

法に規定する特定電気通信設備のうち一定のものについて、固定資産税の課税標準を当該特定電気通信設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度間はその価格の四分の三の額とすること。  
（附則第十五条関係）

4 中小事業者等が生産性向上特別措置法の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの間に同法に規定する認定先端設備等導入計画に従つて取得をした同法に規定する先端設備等に該当する一定の機械装置等について、固定資産税の課税標準を当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度間はその価格に零以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすること。  
（附則第十五条関係）

5 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に都市再生特別措置法の規定により認可を受けた立地誘導促進施設協定（有効期間が五年以上のものに限る。）に基づき同法に規定する都市再生推進法人が管理する一定の立地誘導促進施設の用に供する土地及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を最初の三年度間（当該立地誘導促進施設協定の有効期間が十年以上である場合には、五年度間）はその価格の三分の二の額とすること

と。（附則第十五条関係）

- 6 高齢者、障害者等の利用上の利便性及び安全性の向上を目的とした一定の改修工事が行われた既存建築物について、次のとおり固定資産税及び都市計画税の減額措置を講ずること。（附則第十五条の十一関係）

- (一) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する一定の家屋について、平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十日までの間に、主として実演芸術の公演の用に供することにつき証明がされ、かつ、一定の改修工事を行い、同法に規定する一定の基準に適合することにつき証明がされた場合、当該改修工事が完了した年の翌年度分から二年度間は、当該家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額（当該額が当該改修工事に要した費用の額の百分の五に相当する額を超える場合には、当該百分の五に相当する額）の三分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額から減額すること。
- (二) 減額対象家屋の納稅義務者は、市町村の条例で定めるところにより、改修工事が完了後三月以内に市町村に申告するものとすること。

7 独立行政法人国民生活センターが行う一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市

計画税の非課税措置について、対象に特定適格消費者団体が行う仮差押命令の申立てに係る担保を立てる業務の用に供する固定資産を追加すること。（第三百四十八条関係）

8 津波防災地域づくりに関する法律に規定する管理協定に係る協定避難施設の用に供する家屋のうち協定避難用部分及び協定避難施設に附属する避難の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その管理協定に係る締結期限又は指定避難施設の指定に係る期限を平成三十三年三月三十日までとすること。（附則第十五条関係）

(一) 対象に指定避難施設の用に供する家屋のうち避難の用に供する一定の部分を加えた上、当該指定避難施設に係る課税標準を、最初の五年度間はその価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

(二) 対象に指定避難施設に附属する避難の用に供する一定の償却資産を加えた上、当該償却資産に係る課税標準を、最初の五年度間はその価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあつては三分の二）を乗

じて得た額とする。

9 生産緑地法に規定する生産緑地である農地のうち申出基準日までに特定生産緑地として指定がされたものであつて、当該申出基準日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度以降の各年度に係る賦課期日に所在するもの等について、市街化区域農地とする措置を講ずること。 （附則第十九条の二関係）

10 平成三十一年度以降の第二年度又は第三年度に係る賦課期日において、新たに都市計画法に規定する田園住居地域内の市街化区域農地となる事情がある土地について、評価替えを行うことができるようにするための所要の措置等を講ずること。 （附則第十九条の二の二、第二十二条関係）

11 次のとおり課税標準の特例措置等の適用期限を延長すること。

(一) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する総合効率化事業者が、総合効率化計画に基づき実施する流通業務総合効率化事業により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三十二年三月三十一日まで延長すること。 （附則第十五条関係）

(二) 国内航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産を平成三十一年度まで新たに固定資産税が課されるものとすること。 (附則第十五条関係)

(三) 日本貨物鉄道株式会社が取得した一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十五条関係)

(四) 国際船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成三十二年度まで延長すること。 (附則第十五条関係)

(五) 鉄道事業者が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線において政府の補助を受けて取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三十二年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十五条関係)

(六) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に規定するバイオ燃料製造業者が同法に規定する認定生産製造連携事業計画に従つて実施する生産製造連携事業により新設した一定の機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産

の取得期限を平成三十二年三月三十一日まで延長すること。 （附則第十五条関係）

(七) 鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良工事により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三十二年三月三十一日まで延長すること。 （附則第十一条関係）

(八) 鉄道事業者等が既設の鉄軌道に係る一定の耐震補強工事によつて新たに取得した一定の鉄道施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三十二年三月三十一日まで延長すること。 （附則第十五条関係）

(九) 放送法に規定する基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が取得した基幹放送設備若しくは特定地上基幹放送局等設備又は基幹放送局設備のうち、ラジオ放送による災害時における放送の確実な実施に著しく資する一定のものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三十二年三月三十一日まで延長すること。 （附則第十五条関係）

(十) 国家戦略特別区域法に規定する認定区域計画に特定研究開発事業の実施主体として定められた者が、当該認定区域計画に係る国家戦略特別区域の区域内において当該認定区域計画に定められた特定研究開発事業の実施に関する計画に基づき取得した当該特定研究開発事業の用に供する一定の機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三十二年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(十一) 都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が認定誘導事業により新たに取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三十二年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

（十二）

農地中間管理機構が農地中間管理権を取得し、その存続期間が十年以上である一定の農地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その取得期限を平成三十二年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(十三) 新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新

築期限を平成三十二年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条の六関係）

(丙) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措

置について、その対象資産の新築期限を平成三十二年三月三十一日まで延長すること。（附則第十

五条の七関係）

(壬) 耐震改修が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を平成三十二年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条の九関係）

(癸) 高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を平成三十二年三月三十日まで延長すること。（附則第十五条の九関係）

(子) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を平成三十二年三月三十一日まで延長すること。

（附則第十五条の九関係）

(戌) 耐震改修が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなつたものに係る固定資産

税の減額措置について、その対象資産の改修期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。

(附則第十五条の九の二関係)

(丸) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅のうち、認定長期

優良住宅に該当することとなつたものに係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を平成三十二年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十五条の九の二関係)

12 次のとおり課税標準の特例措置等を改めること。

(一) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の取得期限を平成三十二年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十五条関係)

(1) 水質汚濁防止のための污水又は廃液の処理施設について、課税標準をその価格に二分の一を参考して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあつては二分の一）（現行三分の一を参考して六分の一以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあつては三分の一））を乗じて得た額とすること。

(2) 土壌汚染対策法に規定する特定有害物質の排出抑制施設を適用対象から除外すること。

(3) 石綿が含まれている一定の産業廃棄物の処理の用に供する産業廃棄物処理施設について、課税標準をその価格の二分の一（現行三分の一）の額とすること。

(二) 特定都市河川浸水被害対策法に規定する対策工事により設置された一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に四分の三を参酌して三分の二以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあつては四分の三）（現行三分の一を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあつては三分の二））を乗じて得た額とした上、その対象資産の取得期限を平成三十三年三月三十一日まで延長すること。  
（附則第十五条関係）

(三) 成田国際空港株式会社がその事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その適用期限を平成三十一年度分まで延長すること。  
（附則第十五条関係）

(1) 課税標準をその価格の十分の九（現行八分の七）の額とすること。

(2) 都市計画税に係る課税標準の特例措置を廃止すること。

(四) 郵政民営化に伴い合併前の郵便事業株式会社及び郵便局株式会社が日本郵政公社から承継し、かつ、日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の六分の五（現行五分の四）の額とした上、その適用期限を平成三十一年度分まで延長すること。（附則第十五条関係）

(五) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の取得期限を平成三十二年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(1) 次に掲げる設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に四分の三を参酌して十二分の七以上十二分の十一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあつては四分の三）を乗じて得た額とすること。

ア 太陽光発電設備のうち、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置

法に規定する認定発電設備以外の設備のうち一定の規模以上のもの

イ 風力発電設備のうち、一定の規模未満のもの

(2) 次に掲げる設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあつては三分の二）を乗じて得た額とすること。

ア 水力発電設備のうち、一定の規模以上のもの

イ 地熱発電設備のうち、一定の規模未満のもの

ウ バイオマス発電設備のうち、一定の規模以上一定の規模未満のもの

(六) 南海トラフ地震防災対策推進地域等において、港湾法の規定による国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて改良された一定の特別特定技術基準対象施設の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その適用期限を平成三十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(1) 南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域において改良された特定償却

資産で当該特定償却資産の存する国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾区域が一定の開発保全航路の区域又は緊急確保航路の区域に隣接するものについて、課税標準を価格の二分の一

一（現行三分の一）の額とする。

(2) (1)以外の特定償却資産について、課税標準を価格の六分の五（現行三分の一）の額とする。

13 次に掲げる非課税措置等を廃止すること。

(一) 特定市街化区域農地の所有者等が、当該農地を転用して新築した一定の貸家住宅及びその敷地に係る固定資産税の減額措置（附則第十五条の八関係）

(二) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法に掲げる一定の業務により整備した工場又は事業場の用に供する一定の家屋に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置（附則第五十六条の二関係）

14 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき取得した一定の機械

装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止すること。（附則第十五条関係）

申告書における代表者及び経理責任者等の自署押印規定を廃止すること。（第五百二十二条、第五百

## 二十四条関係）

### 十 事業所税

1 介護保険法に規定する介護医療院のうち一定のものについて、非課税とする措置を講ずること。

（第七百一条の三十四関係）

2 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に対する資産割の課税標準の特例措置につ

いて、その適用期限を法人の事業について平成三十一年六月三十日まで延長すること。（附則第三十

三条関係）

### 十一 国民健康保険税

1 国民健康保険法等の改正に伴い、退職被保険者等所属市町村の国民健康保険税の課税の特例について、所要の規定の整備を行うこと。（附則第三十八条関係）

2 高齢者の医療の確保に関する法律に規定する病床転換助成事業の延長に伴い、病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例について、所要の規定の整備を行うこと。（附則第三十八条の三関係）

## 十二 地方税関係手続用電子情報処理組織による地方税関係申告等の特例等

1 地方税関係法令に基づき地方団体の長に対して行われる申告等について、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行わせることができるものとする規定を整備すること。（第七百四十七条の二、

### 第七百四十七条の三関係）

2 地方税関係法令に基づき行政機関の長の間で行う通知については、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行うことができるものとする規定を整備すること。（第七百四十七条の四、第七百四十七条の五関係）

3 地方団体は、法人の事業税その他の地方税等のうち、一定の方法で納付又は納入されるもの（以下「特定徴収金」という。）の収納の事務については、機構に行わせるものとすること。（第七百四十七条の五の二関係）

## 十三 地方税共同機構

1 機構は、地方団体が共同して運営する組織として、機構処理税務事務を行うとともに、地方団体に對してその地方税に関する事務に関する支援を行い、もつて地方税に関する事務の合理化並びに納税

義務者及び特別徴収義務者の利便の向上に寄与することを目的とすること。 (第七百六十一條関係)

- 2 機構の定款に記載すべき事項を定めるとともに、定款の変更は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととすること。 (第七百六十五條関係)

- 3 機構に、代表者会議を置き、都道府県知事、市長又は町村長のうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織がそれぞれ選定する者及び都道府県知事、市長及び町村長以外で地方税、法律又は情報システムに関して高い識見を有するもののうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織がそれぞれ又は共同して選定する者各同数をもつて組織し、その定数は、六人以上十二人以内において定款で定めるものとすること。 (第七百六十八條関係)

- 4 定款の変更、業務方法書、予算及び事業計画等については、代表者会議の議決を経なければならぬいものとすること。 (第七百六十九條関係)

- 5 代表者会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定めること。 (第七百七十條関係)

- 6 機構に、役員として、理事長及び監事を置くものとし、そのほか、定款で定めるところにより、副理事長又は理事を置くことができるものとすること。 (第七百七十一條関係)

- 7 理事長及び監事は、代表者会議が任命し、副理事長及び理事は、理事長が代表者会議の同意を得て任命するものとすること。また、代表者会議又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が欠格事項のいずれかに該当するときは、その役員を解任しなければならないこととしたほか、役員に関する所要の規定を設けるものとすること。（第七百七十三条、第七百七十四条、第七百七十五条、第七百七十六条、第七百七十七条関係）
- 8 機構の職員は、理事長が任命するものとすること。（第七百八十条関係）
- 9 機構は、機構処理税務事務を行うほか、地方団体に対して地方税に関する事務に関する支援のための一定の業務を行うものとすること。（第七百八十二条関係）
- 10 機構は、業務方法書を作成し、総務大臣に届け出るとともに、その業務方法書を公表するものとすること。（第七百八十三条関係）
- 11 機構に、運営審議会を置き、委員は、学識経験者のうちから、代表者会議が任命することとし、理事長は、業務方法書、予算及び事業計画の作成又は変更等について、運営審議会の意見を聴くとともに、代表者会議の議決を求めるときは、その意見を報告しなければならないこと。また、運営審議会

は、機構の業務について、理事長の諮問に応じ、又は自ら建議を行い、当該建議のため必要と認めるときは、理事長に対し報告を求めることができるものとし、理事長は、運営審議会が述べた意見を尊重しなければならないものとすること。（第七百八十四条関係）

12 機構は、機構処理税務事務の実施に関して機構処理税務事務管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならないものとすること。（第七百八十五条関係）

13 機構は、機構処理税務情報の電子計算機処理等を行うに当たっては、機構処理税務情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の機構処理税務情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないものとすること。（第七百八十六条関係）

14 機構に、機構処理税務情報保護委員会を置き、委員は、学識経験者のうちから、理事長が任命するものとし、機構処理税務情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を理事長に述べができるものとすること。（第七百八十七条関係）

15 機構の役員又は職員等は、機構処理税務事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盜用してはならないものとすること。（第七百八十八条関係）

16 機構は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成しなければならないこととし、これらを作成したときは、遅滞なく、これを総務大臣に届け出なければならないものとすること。 (第七百九十二条関係)

17 機構は、毎事業年度、財務諸表を作成し、総務大臣に提出しなければならないものとし、当該財務諸表を提出したときは、遅滞なく、当該財務諸表を官報に公告し、かつ、当該財務諸表、事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならないものとすること。 (第七百九十三条関係)

18 機構の運営に要する費用は、定款で定めるところにより、地方団体が負担するものとすること。

(第七百九十四条関係)

19 総務大臣は、機構がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは定款に違反し、若しくは違反するおそれがあると認めるとき、又は機構処理税務事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるとときは、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができるものとすること。 (第七百九十六条関係)

20 総務大臣は、機構又はその役員若しくは職員若しくは代表者会議の委員の行為がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、機構に対し、当該行為のは是正のため必要な措置を講ずることを求めることができるものとし、機構は、速やかに当該行為のは是正その他必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を総務大臣に報告しなければならないものとすること。 （第七百九十七条関係）

21 総務大臣は、機構処理税務事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、機構処理税務事務の実施に関し監督上必要な命令をすることができるものとすること。 （第七百九十八条関係）

22 機構の解散については、別に法律で定めるものとすること。 （第七百九十九条関係）

23 所要の罰則規定を設けるものとすること。 （第八百条、第八百一条、第八百二条、第八百三条関係）

## 第二 地方税法等の一部を改正する法律に関する事項

平成二十七年改正法において講じた紙巻たばこ三級品に係る道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率の経過措置について、平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十日までの間の税率は、同年九月三

十日まで適用を延長すること。 （平成二十七年改正法附則第十二条、第二十条関係）

### 第三 国有資産等所在市町村交付金法に関する事項

平成三十一年度から平成三十三年度までの各年度分の国有資産等所在市町村交付金について、固定資産の価格の修正通知又は修正の申出をする場合に比較すべき類似の土地の価格に係る特例措置を講ずること。

#### （附則第十四項関係）

#### 第四 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律に関する事項

国内事業所等について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。 （第四条の

#### 三、第二十九条、第三十八条、第四十条関係）

#### 第五 地方法人特別税等に関する暫定措置法に関する事項

1 申告書における代表者及び経理責任者等の自署押印規定を廃止すること。 （第二十一条、第三十条関

#### 係）

2 法人の事業税の申告書と併せて提出しなければならない地方法人特別税の申告書の提出については、

地方税関係法令に基づき地方団体の長に対して行われる申告等とみなして、地方税法第七百四十七条の

二の規定を適用するものとすること。（第二十一条関係）

第六 地方税法等の一部を改正する等の法律附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法に関する事項

法人の事業税の納付と併せて納付しなければならない地方法人特別税等の収納の事務については、地方法人特別税等を地方団体の徴収金とみなして、地方税法第七百四十七条の五の二の規定を適用するものとすること。（第二十一条の二関係）

## 第七 その他

1 その他所要の規定の整備を行うこと。

2 前記第一の三の1の改正は公布の日から起算して十日を経過した日から、第一の五の1(一)(1)及び(二)(1)、2(一)、(二)及び(四)(1)並びに3(一)並びに第二の改正は平成三十年十月一日から、第一の一の1及び14並びに二の1並びに第四の改正は平成三十一年一月一日から、第一の一の4から7まで、八の14、十二の1及び2並びに十三並びに第五の2の改正は平成三十一年四月一日から、第一の五の2(四)(2)及び十二の3並びに第六の改正は平成三十一年十月一日から、第一の一の19、二の8から10まで及び三の2の改正は平

成三十二年四月一日から、第一の五の1(一)(2)及び2(二)(2)並びに2(四)(3)並びに3(二)の改正は平成三十二年十月一日から、第一の一の8から13までの改正は平成三十三年一月一日から、第一の五の1(一)(3)及び2(二)(3)並びに2(四)(4)並びに3(三)の改正は平成三十三年十月一日から、第一の五の2(三)の改正は平成三十四年十月一日から、第一の四の2及び第一の八の4の改正は生産性向上特別措置法の施行の日から、第一の四の3及び第一の八の5の改正は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から、第一の四の3の改正は産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日から、その他の改正は平成三十年四月一日から施行すること。